

(別表)

審査基準

番号	評価項目	評価の基準	配点
1	県民の公平な利用を確保することができるものであること	(1)県民の公平な利用の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・事業等の内容に偏りがないか ・生活弱者等への配慮がされているか ・施設利用や事業の実施にあたって料金区分設定等は適切に配慮がされているか	10
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること	(1)施設の運営方針 ・施設の設置目的等を理解しているか ・県の運営方針と合致しているか ・サービスの水準の確保に向けた取り組みは適切か ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・学校や地元自治体、各種団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・県民のニーズに応える魅力的な企画内容か ・社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・事業評価の方法は適切か ・入場率の設定についての考え方は適切か ・過去の実績を踏まえた適切な内容か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館など) ・利用者サービス向上に向けた取り組み内容は適切か ・利用の拡大に向けた取り組み内容は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・維持管理方法が適切かつ効率的か ・安全確保の方策は適切か	40 (10) (10) (10) (10)
3	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適切か ・経費節減により、サービス低下につながる恐れはないか ・過去の実績を踏まえた適切な内容か	10
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること	(1)収支計画について ・収支計画の実現性はあるか ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか ・多様な事業財源の確保に向けた考え方は適切か (2)組織および人員について ・組織構成および人員配置は適切か ・相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・人材育成、研修等の体制は適切か (3)経営基盤について ・財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	30 (10) (15) (5)
5	関係法令および条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	(1)関係法令および条例の規定の遵守について ・関係法令等の遵守体制について ・個人情報保護について ・環境方針への配慮について ・危機管理について ・その他の取り組みについて 上記に関する考え方および取り組み内容は適切か	10
合 計			100